

平成 29 年 9 月 8 日

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況

このたび、平成 28 年度末時点における地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況について調査し、その結果を取りまとめましたので公表いたします。

- 総務省においては、各地方公共団体が自らの判断と責任に基づき、公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証しつつ、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことを要請している（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付け自治財政局公営企業課長等通知）（*）等）。
- 各地方公共団体の取組状況については、毎年度調査を行い、その結果について、全国及び個別団体ごとに公表することとしている。
- 今回、平成 28 年度末における調査結果をとりまとめたので公表する。

*：通知では、各地方公共団体は、「自らの判断と責任に基づき、公営企業の経営健全化等に不断に取り組むことが必要」であり、その前提として、「まず現在公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべき」とし、「事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡等について検討する必要がある」としている。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html

（連絡先）

自治財政局公営企業課

担当：石田係長、宮下

電話：03-5253-5634

FAX：03-5253-5640